（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和２年１月２９日作成）

法　令　名	通訳案内士法
根拠条項	第２４条
許認可等の種類	全国通訳案内士の登録証の再交付
法令の定め	全国通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。（第２４条）
審査基準	審査基準は法令の定めに尽くされている。 【参考（別紙参照）】 通訳案内士法第３条、第４条、第２０条、第２１条、第２４条 通訳案内士法施行規則第１７条
標準処理期間	総　期　間　　２５日~~・月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係　（電話番号：　　）
申　請　先	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係　（電話番号：　　）
問い合わせ先	経済部観光局受入体制整備グループ　（電話番号：011-204-5303）
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/152-tsuyakuannaishi/tsuyakuannaiahi-pamph.htm